

1 処分を受けた税理士

氏 名： 山田 重徳

登録番号： 第69339号

2 処分の内容

令和2年9月9日から1年9月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの納税額の圧縮の依頼に応じ、架空の外注費を損金に計上することによって、所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。